平成２７年（フ）第４７号
兵庫県宍粟市千種町下河野554番地１
債務者　猶原　一彦
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部
平成２７年（フ）第２９号
山口県岩国市今津町４丁目16番５―603号
債務者　岩崎　直美
１　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２７年（フ）第７９号
山口県玖珂郡和木町和木３丁目３番22―101号
債務者　岩岡　正次
１　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２７年（フ）第１７５３号
名古屋市名東区平和が丘５丁目146番地
債務者　大塚　雅之
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１７９０号
名古屋市名東区牧の里１丁目206番地　富弘ビル303号
債務者　久場　春美（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第２９号
名古屋市守山区大谷町３番14号　レオパレスＲＸ小幡402号
債務者　上岡　正和
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第７７号
名古屋市千種区千種１丁目19番21号　七福コーポ205号
債務者　伊藤　松次
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第７１号
神戸市長田区池田上町61番地の42
債務者　椎葉ツボミ
１　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第８２号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10市住４―1116号
債務者　川口八重子
１　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第１２号
名古屋市南区神松町２丁目21番地　アクセス大同102号
債務者　サン電設こと　林田　一馬
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第４５号
神奈川県厚木市愛甲１丁目15番14号　ＰＳ堂山205、前住所神奈川県厚木市東町４番５号ディアコート東町105
債務者　熊切　清康
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第７６号
神奈川県厚木市中依知85番地１　本厚木スカイハイツ609
債務者　小暮　友里
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第２１号
神奈川県伊勢原市白根119番地の３　メイプルⅢ206号、前住所神奈川県厚木市七沢112番地
債務者　三橋　言仙
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第８１号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目８番〇一105号
債務者　大久保憲一
１　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第５６号
名古屋市北区生駒町６丁目131番地　メゾン加藤205号
債務者　八幡　幸雄
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第２９７号
北海道旭川市東光１条３丁目１番21号　コーポ高木　１号室
債務者　山本　由佳
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第５４３号
大阪府茨木市庄１丁目17番12号　第Ⅱ三和ハイツ201号
債務者　松永　美香
１　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部